

福井県特別栽培農産物認証制度

申請事務マニュアル

(生産者・確認責任者向け)

生産者の方

このマニュアルを参考に計画（実績）申請書を作成してください。

確認責任者の方

生産者の計画（実績）申請書がこのマニュアルに従って作成されているか、確認してください。

<概要>

- 福井県特別栽培農産物認証制度の作成には、以下の①～⑨の書類が必要となる。
- 本マニュアルに登場する書類の正式な名称は非常に長いため、以下のように言い換えている。

No.	正式な名称	本マニュアルでの名称
①	福井県特別栽培農産物認証申請書 (別記様式第3号)	グループ申請書 (①)
②	添付書類 (参考:名簿)	グループ員名簿 (②)
③	福井県特別栽培農産物認証申請書 (別記様式第1号)	認証申請書 (③)
④	令和 年度 栽培管理計画/実績 (別記様式第2-1号)	栽培計画書 (④)
⑤	福井県特別栽培農産物認証制度にかかる使用資材届出 (別記様式第2-2号) ・新しく使用する資材がある場合のみ	資材届出書 (⑤)
⑥	使用資材に関する添付資料	届出資材確認書類 (⑥)
⑦	福井県特別栽培農産物認証制度で使用する 肥料・土壌改良資材・有機JAS別表1該当資材一覧	肥料資材リスト (⑦)
⑧	福井県特別栽培農産物認証制度で使用する 農薬・有機JAS別表2該当資材一覧	農薬資材リスト (⑧)
⑨	福井県特別栽培農産物栽培基準 (別記1)	県栽培基準 (⑨)

<申請要件>

- 申請は3人以上のグループもしくは生産組合、農事組合法人などのグループ単位で行う。
- 申請に当っては、グループ内で代表者、確認責任者を定める。
- 各農産物(1品目1作型ごと)の栽培面積は、県栽培基準(⑨)に定められた最低栽培面積以上とする。

<認証区分>

- 各認証区分で使用できる肥料の化学性窒素量、農薬の成分数を以下の表に示す。

区分	使用できる 肥料の化学性窒素量	使用できる 農薬の成分数
認証区分①	0	0
認証区分②	慣行栽培の5割以下	0
認証区分③	0	慣行栽培の5割以下
認証区分④	慣行栽培の5割以下	慣行栽培の5割以下

※慣行栽培の5割となる化学性窒素量、農薬成分数の数値は県栽培基準(⑨)を参照。

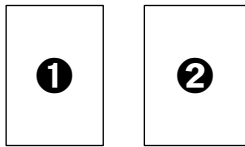
<目次>

I	提出書類	p 3
II	書類ごとの作成マニュアル	
1	グループ申請書 (①)	p 4
2	グループ員名簿 (②)	p 4
3	認証申請書 (③)	p 5
4	栽培計画書 (④)	p 6
5	資材届出書 (⑤)	p 7
6	届出资材確認書類 (⑥)	p 7～
7	申請内容の変更	p 10
III	現地検査準備	p 11
IV	確認責任者の確認業務	p 11～
V	提出書類チェック一覧	p 14
	→申請時、現地検査時、実績時の提出書類チェック一覧	

I 提出書類

【グループで一枚作成する】

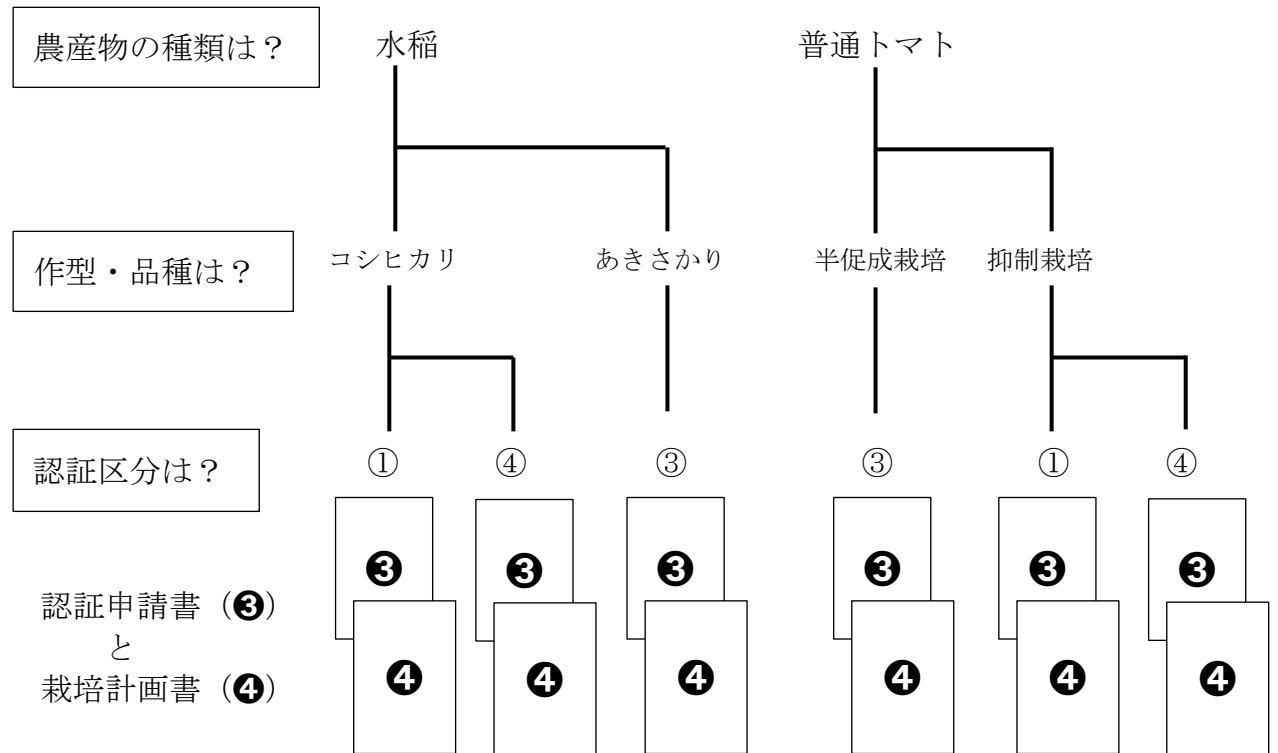
- グループ申請書 (①)
- グループ員名簿 (②)



【生産者ごとに作成する】

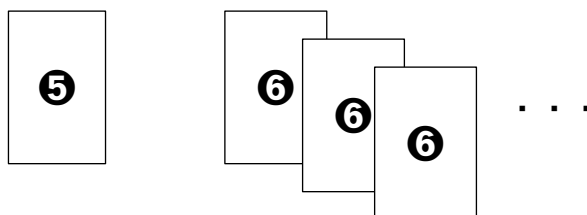
- 認証申請書 (③)
 - 栽培計画書 (④)
- 農産物／作型・品種／認証区分が異なるごとに1セット必要

例) 水稻、普通トマトで栽培計画書を作成する場合



【肥料資材リスト (⑦) および農薬資材リスト (⑧) がない資材を使用する場合】

- 資材届出 (⑤) …グループごとに1枚必要
- 届出資材確認書類 (⑥) …資材ごとに1枚必要



II 書類ごとの作成マニュアル

1 グループ申請書 (1)

別記様式第3号	(グループの代表者→各農林総合事務所等)				年	月	日
福井県特別栽培農産物認証申請書							
福井県知事 様							
				郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇		
				住所	福井市〇丁目〇-〇〇		
				グループ名	エコ農業食料グループ		
				代表者名	福井 太郎		
				電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
福井県特別栽培農産物認証制度要綱第8の規定により、関係書類を添えて届出します。							
記							
受付番号 <small>(申請者は記入しない。)</small>	生産者名	農産物の種類	作型・品種等	認証区分			
	福井 太郎	水稲	移植・コシヒカリ	①			
	福井 太郎	水稲	移植・ハナエチゼン	④			
	福井 太郎	水稲	移植・山田錦	④			
	福井 次郎	水稲	移植・コシヒカリ	③			
	福井 三郎	水稲	移植・山田錦	③			
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>「農作物の種類」「作型・品種等」「認証区分」欄は、 県栽培基準 (9) を参照して記入し、記入内容は 認証申請書 (3) および栽培計画書 (4) と一致させる。</p> </div>							
なお、本届出に含まれる情報 (以下「個人データ」という) について、公的事業に係る事務に必要な							

2 グループ員名簿 (2)

- グループ員全員の「住所」「氏名」を記入する。
- 確認責任者全員の「住所」「氏名」を記入する。

3 認証申請書 (3)

別記様式第1号

福井県特別栽培農産物認証申請書

福井県知事 様
(グループの代表者経由)

生産者氏名 : _____
生産者住所 : _____
TEL : _____

グループ名		栽培責任者名		確認責任者名	
グループ名 :	福井県特別栽培農産物グループ	氏名 :	福井 太郎	氏名 :	福井 二郎
代表者名 :	福井 太郎	住所 :	福井県福井市大手3丁目17-1	住所 :	福井市大手×丁目×-×
住所 :	福井市大手3丁目17-1	TEL :	0776-20-0419	TEL :	××××-××-××××
TEL :	0776-20-0419				

農作物の種類	作型・品種等	認証区分	栽培面積	
水稻	移植・コシヒカリ	④	12000	m ²

圃場番号	地番	面積	環境取組
1	福井県福井市大手3丁目17-1-1	3000	m ²
2	福井県福井市大手3丁目17-1-2	3000	m ²
3	福井県福井市大手3丁目17-1-3	3000	m ²
4	福井県福井市大手3丁目17-1-4	3000	m ²

「農作物の種類」「作型・品種等」「認証区分」「栽培面積」欄の記入内容を、グループ申請書 (1) および栽培計画書 (4) の記入内容と一致させる。

9			m ²
10			m ²
合計		12000	m ²

なお、本届出に含まれる情報(以下「個人データ」という)について、公的事業に係る事務に必要な範囲において、県と他の関係機関が利用することに同意します。

(注1) 別記様式第2-1号を添付する。
(注2) 県が別に作成する資材一覧に掲載のない資材を使用する場合には、別記様式第2-2号を添付する。
(注3) 認証区分の欄は、以下の区分番号を記入する。

認証区分①	節減対象農薬：栽培期間中不使用	化学肥料	：栽培期間中不使用
認証区分②	節減対象農薬：栽培期間中不使用	化学肥料(窒素成分)	：当地比5割以上減
認証区分③	節減対象農薬：当地比5割以上減	化学肥料(窒素成分)	：栽培期間中不使用
認証区分④	節減対象農薬：当地比5割以上減	化学肥料(窒素成分)	：当地比5割以上減

(注4) 環境保全型農業直接支援対策に取り組む場合、環境取組欄に以下の取組番号を記入する。

ア	堆肥施用	イ	カバークロップ	ウ	リビングマルチ
エ	草生栽培	オ	不耕起播種	カ	長期中干し
キ	秋耕	ク	生き物緩衝地帯(溝)	ケ	生き物緩衝地帯
コ	魚毒低	サ	中干延期	シ	冬季湛水(畦・有)
ス	冬季湛水(有)	セ	冬季湛水(畦)	ソ	冬季湛水
タ	IPM+秋耕	チ	IPM+無化学合成農薬	ツ	有機農業
テ	炭の投入				

4 栽培計画書 (4)

○記載例のふきだしの部分に注意しながら記載していく。

令和4年度栽培管理計画/実績

別記様式第2-1号

グループ名		福井県特別栽培農産物グループ		作型・品種		圃場番号		栽培面積				
生産者名		福井太郎		移植・コンヒカリ		④		12000 m ²				
確認責任者の確認日	生産計画:	令和4年4月5日	(サインまたは押印)	サインまたは押印	作業工程	播種日	定植日	収穫日				
	ほ場状況:	令和4年4月	(サインまたは押印)	(サインまたは押印)	計画	4/上	5/中	9/中				
	変更確認:	令和4年4月	(サインまたは押印)	(サインまたは押印)	実績							
	栽培記録:	令和4年4月										
<p>確認責任者の確認ののち、サインもしくは押印が必要</p>												
① 土づくり・施肥等(土づくり資材・肥料など)												
目的	資材名	化学性窒素割合(%)	計画		実績		製造メーカー等	農薬名・対策名等	計画		実績	
			使用時期	10a当り使用量(kg)	化学性窒素量(kg/10a)	使用月日			10a当り使用量(kg)	化学性窒素量(kg/10a)		使用時期
育苗	購入							モミガードC・DF		2		
		斗セキラブリー床土	0.36	90kg	0.324			購入				
		稲わらのすき込み	0	500kg	0			アファーム乳剤				
土づくり		ケイカル	0	500kg	0			畦畔	5~8			
		前作終了以降の内容を記載						畦畔	5下	2		
		有機セラコートR355	6.5	45kg	2.925			本				
本圃								ビームエイトゾル	7下	1		
								ダントツフロアブル	7下	1		
合計(計画)			3.2490	合計(実績)	3.2490	合計(計画)		7	合計(実績)	7	合計(実績)	
当地比の5割低減			(kg/10a)	3.5	当地比の5割低減		成分数	10				
<p>化学性窒素量の合計は、県の基準以内</p>												
<p>使用可能資材は資材リストに記載のあるもの。記載のないものは様式2-2と資材証明書を提出。</p>												
<p>メーカーによる成分が異なる場合があるため、メーカー名も記載</p>												
<p>省略せずに記載。例えば「アファーム乳剤」と「アファームエクセラ顆粒水和剤」は成分数が異なる。</p>												
<p>機械除草の場合も記載</p>												
<p>種子消毒の内容を記載。温湯消毒の場合も記入する。購入種子も必ず確認して記載。</p>												
<p>農薬の成分数を記載</p>												
<p>区分・品目における上限を記載</p>												
<p>区分・品目における上限を記載。作型や品目に応じて異なるので注意</p>												
<p>区分・品目における上限を記載</p>												
<p>認定マーク使用計 30 枚</p>												

5 資材届出書 (5)

○肥料資材リスト (7) または農薬資材リスト (8) に記載のない肥料、農薬を使用する場合、提出する。

(1) 「資材の名称」「製造業者等名」欄には、資材の容器等に記載された名称を省略せずに記入する。

(2) 使用する資材の「化学窒素割合」、または農薬の「成分数」を記入する。

資材届出書 (5) の記入例

区分 (用途)	資材の名称	製造業者等名	有機 J A S	化学窒素 割合	成分数
空欄の まま	有機セラコートR 355 (EF-1)	セントラル化成株式会社		6.37	
	セカンド・ショット SジャンボMX	三井化学アグロ株式会社			3

6 届出資材確認書類 (6)

(1) 肥料資材リスト (7) に記載のない肥料を使用する場合
使用する肥料の「名称」「全窒素割合」「化学性窒素割合」が分かるような写真または資料を添付する。

例 「名称」、「全窒素割合」、「化学性窒素割合」が分かる写真

The image shows a fertilizer label for '有機セラコートR355(EF-1)'. Red boxes highlight the following information:

- 名称が分かる:** The product name '有機セラコートR355(EF-1)' is highlighted in a red box.
- 全窒素割合が分かる:** The total nitrogen content is highlighted as 13% in a red box. The explanatory text states: '全窒素割合が分かる。・この場合、13%'.
- 化学性窒素割合が分かる:** The chemical nitrogen content is highlighted as 6.63% in a red box. The explanatory text states: '化学性窒素割合が分かる。・この場合、有機態チッソ 6.63%以外が化学性窒素となるため、化学性チッソ 1.17%+緩効性チッソ 5.20% = 化学性窒素 6.37%'.

The label also includes a table of nutrient content:

全量	チッソ		リンサン	カリ
	化学性チッソ	有機態チッソ		
13	1.17	6.63	5	5

(2) 農薬資材リスト (⑧) に記載のない農薬を使用する場合

使用する農薬の「名称」「成分数」が分かるような資料または写真を添付する。

農薬登録情報提供システム (URL <https://pesticide.maff.go.jp/>) または各メーカーのホームページより探す。

例 「名称」「成分数」が分かる資料

三井化学アグロ株式会社 農薬製品サイト

TOP > 製品検索 > セカンドショットSジャンボMX(JA)

セカンドショットSジャンボMX(JA) (名称が分かる)

特長

- 移植後14日から使用できる水稲用中期除草剤です。
- 初期または一発除草剤との組み合わせで使用します。
- ノビエからクログワイ等の多年生雑草防除効果まで幅広く効果を発揮します。
- 新技術「ソニックスブレッドテクノロジー」により、投げ込むだけの省力中期除草を実現します
- 雑草侵入するキヌムスズメノヒエ、イボクサ等にも優れた効果を示します。

有効成分

アジメスルフロン	0.36%
ベノキスラム	0.36%
メソトリオン	2.0%

成分数が分かる

その他PRT相当成分 -

性状 淡褐色粒粒 水溶性パック入り 1パック25g

毒性 普通物

有効年限 3年

危険物 -

包装 (25g×20)×10, (25g×60)×4

例 「名称」「成分数」が分かる写真

セカンドショットSジャンボMX (名称が分かる)

成分

アジメスルフロン	0.36%
ベノキスラム	0.36%
メソトリオン	2.0%
その他PRT相当成分	97.28%

成分数が分かる

性状 淡褐色粒粒 水溶性パック入り 1パック25g

上手な使い方

適用雑草と使用方法

雑草名	使用時期	10アール当り使用量	総使用回数*	使用方法
水田一年生雑草 及び マツバ、ホタルイ、ヘラオモダカ	移植後20日～ 7月上旬まで	10アール当り 20g(50%)	1回	水田に 小包 (1パック) のまま 投げ入れる。
水田一年生雑草 及び マツバ、ホタルイ、ヘラオモダカ	7月上旬～ 7月上旬まで	10アール当り 20g(50%)	2回	水田に 小包 (1パック) のまま 投げ入れる。

(3) 有機JASに使用可能な資材がある場合（認証区分①で使用可能な資材）

資材届出書（⑤）の「有機JAS」欄に○を記入し、使用する資材が有機農産物の日本農林規格の別表1または2に該当することを証明する資料を添付する。

例 有機農産物の日本農林規格の別表1に該当することを証明する資料

有機JAS適合証明書 (製品名: ██████████)

当社の本製品(肥料登録番号: ██████████)は下記のとおり製造されたものであり、有機農産物の日本農林規格別表1の基準を満たす資材であることを証明します。

1. すべての原材料(塗料・乳化剤、酸化防止剤、加工助剤等補助的に添加するものも含む)が別表1の肥料及び土壌改良資材に該当するものであること、それぞれにその基準を満たしています。

2. 1の基準を満たす原材料を用いて本製品を製造する過程において、化学的に合成された物質を添加していないと共に、化学的な工程を経ていません。

3. 育苗用土は、過去3年以上の間、厩肥から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていらない一定の区域で採取し、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌を使用しています。

会社名: ██████████ 所在地: ██████████
 代表者名: ██████████ (担当: ██████████)
 電話: ██████████ FAX: ██████████

製造工程図

```

        graph LR
            A[有機質肥料] --> B[熟成]
            C[副産物肥料] --> D[熟成]
            E[水] --> F[配合]
            B --> F
            D --> F
            F --> G[成形]
            G --> H[乾燥]
            H --> I[冷却]
            I --> J[篩過]
            J --> K[充填]
            K --> L[包装]
        
```

原材料名	該当する別表1の資材名	農林規格適合の具体的な確認方法・補足説明
フェザーミール	と畜場又は水産加工場からの動物生産品由来の資材	購入先から書面で確認
鶏糞骨粉	と畜場又は水産加工場からの動物生産品由来の資材	購入先から書面で確認
農産物粉	食品工場及び畜産工場からの農産物由来の資材	購入先から書面で確認
乾燥鶏糞	行っていない天然物質に由来するもの	購入先から書面で確認
鶏糞燻灰	発酵、乾燥又は焼成した鶏糞由来の資材	購入先から書面で確認
バーム樹子燻灰	草木灰	購入先から口頭で確認
鶏糞燻灰	製糖産業の副産物	購入先から書面で確認

1) 上記の原材料には、塗料、乳化剤、酸化防止剤、加工助剤等の補助的に添加している添加剤もすべて記載しており、上記以外の資材は一切使用しておりません。
 2) また、食品工場等からの副産物肥料においても、その製造工程において加工助剤を含め化学的な物質は一切用いていないこと及び化学的な工程を経ていないことを確認しております。

名称が分かる

有機農産物の日本農林規格の別表1に該当することを証明している

例 有機農産物の日本農林規格の別表2に該当することを証明する資料

敦賀 太郎 様

<発行者>
 株式会社〇〇農林 山田 太郎
 〒234-5678
 東京都霞ヶ関区千代田区1-2-3
 TEL 03-3456-7890

資材証明書

有機農産物の日本農林規格の別表2に該当することを証明している

名称が分かる

貴殿が当商店から平成〇年〇月〇日にご購入された (商品名: ●●●●) は、有機農産物の日本農林規格別表2に適合する農薬であることをここに証明します。

- 9 -

- ☆ また、農林水産省が定める有機資材リスト掲載一覧表に掲載されている資材においては、9 ページに記載されているメーカーの証明書ではなく、下記資材リストの抜粋で省略可能としている。

農林水産省 [English](#) [キッズサイト](#) [サイトマップ](#) [文字サイズ](#) [標準](#) [大きく](#)

[逆引き事典から探す](#)
[組織別から探す](#)
[キーワードから探す](#)
 Google 検索

[会見・報道・広報](#)
[政策情報](#)
[統計情報](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[農林水産省について](#)

[ホーム](#) > [新事業・食品産業](#) > [JAS](#) > [JASについて](#) > [有機食品の検査認証制度](#) > [有機農産物のJASに関する資材情報](#) > [有機資材リスト掲載一覧表](#)

有機資材リスト掲載一覧表

掲載機関名	掲載リンク	連絡先
一般社団法人 有機JAS資材評価協議会	資材リスト [外部リンク]	TEL:0557-55-9951 FAX:0557-55-9952 e-mail:info★yuhyokyo.com
日本有機農業生産団体 中央会	資材リスト [外部リンク]	TEL:03-5812-8055 e-mail:jimukyoku★yu-ki.or.jp
株式会社 ACCIS	資材リスト [外部リンク]	TEL:011-375-0123 FAX:011-375-0193 e-mail:top★accis.jp

※メール送信の際は、★を@に置き換えてください。

aff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html#

農林水産省 有機 J A S ページホームページより

(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html)



7 申請内容の変更

申請書に記載した内容のうち、下記（１）～（５）を変更する場合は、福井県特別栽培農産物認証申請の変更（中止）届【別記様式第10-1号】を提出する。

- （１） 認証区分の変更
- （２） 全筆生産中止
- （３） 資材リストにない資材の使用
- （４） グループ代表者の変更
- （５） 確認責任者の変更

※ その他の変更がある場合は、最寄りの農林総合事務所等に相談する。

Ⅲ 現地検査への準備

- (1) 栽培記録認証と栽培日誌・購入伝票等の保管
 - (2) 栽培方法、資材の変更があった場合は、必ず報告
 - (3) 上記の書類を確認責任者への提出【収穫約1か月前】
- ※ 栽培記録とは、各生産者が作成する認証申請書(①)および栽培計画書の実績(④)

Ⅳ 確認責任者の確認業務について

1 確認責任者の業務

- (1) 認証申請書類をすべて確認する 【県へ申請書提出前】
 - (2) 栽培圃場の確認 【収穫2か月前】
 - (3) 栽培記録と栽培日誌・購入伝票等の確認 【収穫1か月前】
 - (4) 県の現地検査の受検 【収穫の10日前 前後】
- ※栽培記録とは、各生産者が作成する認証申請書(①)および栽培計画書の実績(④)

2 業務の内容および留意点

- (1) 認証申請書類をすべて確認する。

必要事項は、すべて記入されているか。書類ごとの作成マニュアル(p4～)を見ながら確認すること。使用資材の確認を必ず行う(特に認証区分①の生産者は注意)。

主な確認事項

【書類すべて】

- (ア) 作成マニュアルどおり書類が作成されているか(記入漏れ等)。
- 【栽培計画書(④)(別記様式第2-1号)】
- (イ) 県作成の資材リストに使用予定の農薬・資材が掲載されているか。
- (ウ) 適用作物以外の作物に農薬が使用されていないか。
- (エ) 計画の合計化学性窒素は、別表1の基準以内におさまっているか。
- (オ) 計画の合計成分数は、別表1の基準以内におさまっているか。

- (2) 栽培圃場の確認

畦畔除草剤の散布状況と看板が設置されていることまたは圃場の地図が提出されているかを確認(圃場確認)

※ 特に生産計画で畦畔除草剤の散布の記載がない場合には、注意が必要

- ① 収穫2か月前(水稻:7月上旬~下旬)を目安に実施

※ 可能であれば、7月上旬~中旬に実施したほうが除草剤散布の有無が判りやすい(水稻)

- ② すべての生産者の栽培圃場を確認

- ③ なお、同一の栽培管理がなされている場合については、生産者1人あたり最低1栽培圃場以上確認

※ 作見会等の他の巡回指導時に除草剤の散布状況や看板の設置状況等を確認することも可能とする。

- ④ 栽培圃場だけの確認ではなく、収穫2か月前(水稻:7月頃)時点の栽培日誌や購入

伝票を一緒に確認する。収穫1か月前に実施する（3）各生産者の栽培記録と栽培日誌・購入伝票等の確認業務の負担軽減。

※ 例えば、栽培日誌を記帳しているか、購入伝票を保管しているかなど簡単なチェックだけでも実施したほうがよい。

（3）各生産者の栽培記録と栽培日誌・購入伝票等の確認

☆栽培記録も栽培日誌もいずれも各生産者が作成するものですが、栽培記録は県へ提出するための書類で、栽培日誌は日々の作業を記録しておくためのメモのような書類

① 確認責任者は、次の4点について各生産者から聞き取り、栽培日誌と購入伝票と突き合わせるなどして、確認する。

（ア） 生産計画が変更されていないか。

（イ） 資材購入伝票等と栽培記録の記載内容が合致しているか。

（ウ） 計画が変更されていた場合、農薬と化学肥料が、県の慣行基準と比べて、5割以上低減されているか。

（エ） 農薬等が適正に使用されているか。

② グループの生産者数に応じて、収穫1か月前を目安に（水稻：8月上旬～下旬）実施。

③ すべての栽培記録および栽培日誌・購入伝票を確認。

④ 同時期に実施される、（4）県の現地検査の受検のため、各生産者の栽培日誌と購入伝票の写しを用意する。（生産者から一時的に借りるまたは、生産者名や資材名、購入量などの文字や数字が判るくらいの画質で撮影したカメラ画像などで代用可能。）

⑤ 確認終了後、栽培計画書の実績（④）【別記様式第2-1号】の『確認責任者確認欄』に、確認した日付を記入しサインまたは押印をする。

《参考》

- ・資材のほとんどをJAから購入している場合、JAが該当する生産者の資材購入一覧表の提供が可能であれば、その一覧表と栽培日誌を突き合わせることで購入伝票を確認可能。
- ・栽培日誌の様式は、県のホームページ（<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021033/ekonougyou/sin-ninshouseido.html>）からダウンロードできる他、JAが利用している栽培日誌記帳の様式を活用可能。いずれも技術内容別に作成すること。

（4）県の現地検査の受検

① 各農林総合事務所および嶺南振興局の担当者は確認責任者と面談。県は、確認責任者と面談し、確認責任者が生産者への聞き取りや栽培日誌等に基づき、確認業務を適正に行ったことを検査

※ 面談の時期は、収穫の10日前を目安に、確認責任者と日程調整

② 上記の現地検査において疑義が生じた場合には、確認責任者と一緒に生産者への検査を実施する。

③ 確認業務が適正であった場合、認証申請のあった生産者に対して、県は認証登録を行い、グループの代表者に対して認証通知を送付する。

栽培計画書(④)の実績 記入例

別記様式第2-1号 令和4年度栽培管理計画(実績)

グループ名	福井県特別栽培農産物グループ				作型・品種	認証区分	圃場番号	栽培面積	
生産者名	福井太郎				移植・コンヒカリ	④	1~4	12000	㎡
確認責任者の確認日	生産計画:	令和	4	年	4	月	5	日	特裁 太郎
	ほ場状況:	令和	4	年	7	月	11	日	特裁 太郎
	変更確認:	令和		年		月		日	
	栽培記録:	令和	4	年	7	月	20	日	特裁 太郎
作業工程	播種日		定植日		収穫日				
実績	4/5		5/20		9/25				

確認責任者の確認ののち、日付、サインもしくは押印が記載。
行った日付を記入
使用月日は日付で記載すること

① 土づくり・施肥等(土づくり資材・肥料など)

目的	資材名	化学性窒素割合(%)	計画		実績		製造メーカー等		
			使用時期	10a当り使用量(kg)	使用月日	10a当り使用量(kg)			
育苗	キセキラフリー床土	0.36	4上	90kg	0.324	4/3	90kg	0.324	株)キセキ園芸中部
	稲わらのすき込み	0	11上	500kg	0	11/7	500kg	0	
土づくり	ケイカル	0	11上	500kg	0	11/8	500kg	0	米田産業(株)
	有機セラコートR355	6.5	5中	45kg	2.925	5/20	45kg	2.925	セントラル化成(株)
本圃									
合計(計画)				3.249		合計(実績)	3.249		
当地比の5割低減						化学性窒素量		3.5	
						(kg/10a)			

資材リストや出荷記録等との違いがないか確認
使用資材等の変更
化学性窒素量(実績)の合計は、県の基準以内

② 病虫害・雑草・防除

目的	農業名・対策名等	計画		実績	
		使用時期	成分数	使用月日	成分
種子育苗	モミガードC・DF		2		2
	プリンス粒剤	4上	1	4/10	1
除草	畦畔機械除草	5~8		5/13,7/1	
	メガゼータ1キロ粒剤	5下	2	5/28	2
(畦畔含む)本圃	ビームエイトゾル	7下	1	7/26	1
	ダントツフロアブル	7下	4		
合計(計画)			7	合計(実績)	6
当地比の5割低減				成分数	10

農薬の成分数を記載
使用農薬等の変更
農薬成分数の合計(実績)は、県の基準以内

変更があった場合は、空白に追加記載する。その際に、肥料・農薬の実績の合計が県の基準値以内に収まっているか必ず確認する。

認証マーク使用計 30 枚

V 提出書類チェック一覧

(生産者→グループ代表者(確認責任者)→県農林総合事務所等)

県への申請締め切り：第1回 4月1日～4月30日 第2回 8月1日～8月31日

申請時

No.	提出書類	生産者 ↓ グループ 代表者	グループ 代表者 ↓ 確認責任者	グループ 代表者 ↓ 県 (提出確認)	本マニュアルでの 名称
	チェックする者	生産者	確認責任者	グループ 代表者	
①	【別記様式第3号】 福井県特別栽培農産物認証申請書	/			グループ申請書(①)
②	添付書類(参考：名簿)				グループ員名簿(②)
③	【別記様式第1号】 福井県特別栽培農産物認証申請書				認証申請書(③)
④	【別記様式第2-1号】 令和 年度 栽培管理計画/実績				栽培計画書(④)
以下は、場合によって県へ提出(新しく使用する資材がある場合)					
⑤	【別記様式第2-2号】 福井県特別栽培農産物認証制度に かかる使用資材届出				資材届出書(⑤)
⑥	使用資材に関する添付資料				届出資材確認書類 (⑥)

※認証区分①の生産者において、⑤、⑥の資材を使用する場合メーカーまたは購入者に必ず確認をする。不安な場合は、各農林総合事務所へ相談する。

現地検査時、実績報告時

No.	提出書類	生産者 ↓ グループ 代表者	グループ 代表者 ↓ 確認責任者	グループ 代表者 ↓ 県 (提出確認)	本マニュアルでの 名称
③	【別記様式第1号】 福井県特別栽培農産物認証申請書		/	※1	認証申請書(③)
④	【別記様式第2-1号】 令和 年度 栽培管理計画/実績			※1	栽培計画書(④)

※1 実績報告は、現地検査時の認証申請書の内容と栽培実績が同様の場合は、県へ別記様式第1号および第2-1号の提出を省略可能とする(各事務所の担当者にその旨を伝える)。確認責任者は、栽培計画・実績書(④)、栽培管理記録、出荷記録等を3年間保管する。